

2025年2月25日

＜FFG＞ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行のお知らせ ～社会福祉法人 抱樸のサステナビリティ経営をサポート～

株式会社福岡銀行（取締役頭取:五島 久、以下「福岡銀行」）はESG/SDGsの取り組みの一環として抱樸グループの1法人である社会福祉法人 抱樸（所在地:北九州市、理事長：森松 長生氏）に対し、〈FFG〉ポジティブ・インパクト・ファイナンスを下記の通り実行いたしましたのでお知らせいたします。

〈FFG〉ポジティブ・インパクト・ファイナンスとは、FFG独自のESG/SDGs評価サービス「Sustainable Scale Index*¹」による評価結果や国際的なインパクト算定ツールを基に対話を重ね、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与えるポジティブならびにネガティブな影響（インパクト）を分析・特定し、ネガティブな効果を低減しながらポジティブな効果を増大させる(KPIを設定する)ことで、お客さまの持続的な成長につながるよう、福岡銀行が中長期的な伴走支援を行う融資商品です。

福岡銀行では、お客さまのサステナビリティ経営の実現に向けた取組みを積極的に支援してまいります。

*1 ふくおかフィナンシャルグループの子会社である株式会社サステナブルスケールが九州大学と協業開発した、ESG/SDGsの取り組みを可視化するサービス （概要）<https://www.fukuokabank.co.jp/ssindex/>

記

1.社会福祉法人 抱樸の企業概要（詳細は「評価書」をご参照ください）

企業名	社会福祉法人 抱樸
本社所在地	福岡県北九州市八幡東区荒生田二丁目1番32号
設立/事業内容	2023年9月 / 救護施設事業、放課後等デイサービス事業など
特 長	社会福祉法人抱樸は抱樸グループの一法人で、2019年に発足した「希望のまちプロジェクト」により新設される救護施設を中核とした複合施設の運営を予定しています。 抱樸グループは社会福祉法人抱樸とNPO法人抱樸の2法人で構成され、ホームレスをなくし、ホームレスを生まない社会を創ることを目的として居住支援・就労支援・子ども達への学習支援・高齢者福祉・障害福祉・まちづくりなど、生活困窮者への支援を様々な福祉制度を活用しながら総合的に行っています。 抱樸グループでは「ひとりにしないという支援」を理念に、今後も生活困窮者への支援を継続して地域共生社会の実現を目指すとともに、活動を継続するために労働環境の改善や人材育成に取り組み、グループの持続可能性を高めていくこととしています。

〈「希望のまち」イメージ〉



（次ページへ続く）

2. ファイナンス概要

契約日	2025年2月25日
取扱店	北九州営業部
資金使途	設備資金

3. 今回建設する「希望のまち」施設の概要

施設名	希望のまち
開業時期	2026年夏（予定）
事業内容	救護施設事業、放課後等デイサービス事業ほか
住所	北九州市小倉北区神岳1丁目1-12
敷地面積	1,782.06㎡
構造/床面積	鉄筋コンクリート造3階建/2,903.04㎡
施設内容	1F カフェ・レストラン、事務所、放課後デイサービススペースなど
	2F 救護施設21室、シェルター4室、食堂など
	3F 救護施設29室、浴室など

希望のまちプロジェクトは暴力団本部跡地を多くの人が笑顔で過ごせる場所へ再創造することを計画しました。北九州市の「怖いまち」というイメージをなくし、地域に暮らす様々な人々がその人らしく生きるために、抱樸グループが様々な団体や地域の人々と連携して「居場所」と「出番」を提供する地域共生社会のモデルとしての「希望のまち」を目指しています。

3階建ての施設を建設して抱樸グループが既に行っている活動のほか、新たに救護施設事業と放課後等デイサービス事業を開始する予定としており、施設では1階にコミュニティスペースやカフェ、ブックシェルフ・コワーキングスペースなどを設置して、居住者と地域住民が交流できる地域一体型の複合型施設を実現します。

また、支援物資を備蓄し、災害時には施設を開放して地域住民の避難所としての役割も計画しています。本プロジェクトには土地の取得や施設の建設に多額の資金が必要となるため、抱樸グループでは個人や企業などから幅広く寄付を募って資金を調達し、プロジェクト実現に至っています。



〈 完成イメージ 〉



(次ページへ続く)

4. 社会福祉法人抱樸のKPI

孤独・孤立をなくす 取り組み 1 貧困をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを	北九州市のホームレスをゼロにする。
	各種相談事業の合計相談件数を2025年度以降、毎年2024年度実績比5%増加させる。（※2023年度実績50,928件、2024年度は4.3%増加の見込み） ・2030年度以降については目標を再度検討し、設定する。
	孤独・孤立者向け支援付き住宅を増加させる。 ・2026年度までに54室増加させる。 ・2029年度までにさらに50室増加させる。 ・2030年度以降については目標を再度検討し、設定する。
	希望のまち施設開業後、年間の来場者数を毎年1万人にする。
人材育成の取り組み 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も	社会福祉士・精神保健福祉士・伴走型支援士のいずれかの資格を保有する職員の割合を増加させる。（※2024年12月現在31%） ・2029年度までに40%にする。 ・2030年度以降については目標を再度検討し、設定する。
職員の労働条件を改善する取り組み 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も	資格手当の制度を制定し、運用を開始する。 ・2025年度までに資格手当支給の制度を策定する。 ・2026年度以降、資格手当の支給を行う。 ・2027年度以降、制度の運用状況を確認する。 ・2030年度以降については目標を再度検討し、設定する。
人々の支援をひろげる 取り組み 1 貧困をなくそう	「ほうぼくサポーター」を毎年前年比10%増加させる。 目標を達成した場合は再度目標を検討し、再設定する。

5. その他

(1)インパクト評価

国連環境計画金融イニシアティブが提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」およびポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが提唱した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に基づき、福岡銀行と株式会社FFGビジネスコンサルティングが共同で評価を実施し、株式会社日本格付研究所から第三者意見*2を取得しています。

*2 株式会社日本格付研究所による第三者意見書はこちら：<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

(2)モニタリング体制

福岡銀行は、「ポジティブ・インパクト金融原則」に基づいて構築した内部管理体制のもと、インパクト評価で特定したKPIについて融資期間中におけるお客さまのインパクトパフォーマンスのモニタリングを実施します。

以上

《 本件に関するお問合せ先 》
(株)福岡銀行 営業統括部 担当：石田
TEL 092 - 723 - 2512

<FFG> ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

対象企業：抱樸グループ

(借入人：社会福祉法人抱樸)

(福岡銀行北九州営業部取引)

2025 年 2 月 25 日

 福岡銀行

 FFGビジネスコンサルティング

株式会社福岡銀行ならびに株式会社 FPG ビジネスコンサルティング（以下、当社）は、社会福祉法人抱樸（以下、同法人）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、同法人および同法人が属する抱樸グループ（以下、同グループ）の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を共同で分析・評価した。

分析にあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業※¹に対するファイナンスに適用している。

※1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

目次

<要約>	2
1. 法人概要.....	4
1-1 理念	4
1-2 法人基礎情報	6
1-3 サステナビリティ方針	10
1-4 Sustainable Scale Index を通じた ESG/SDGs の取り組み内容	11
1-5 グループ事業概要	13
1-6 同法人事業	22
1-7 業界動向	25
1-8 その他 ESG の取り組み	28
2. 包括的分析.....	36
2-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	36
2-2 個別要因を考慮したインパクトの特定内容	37
2-3 特定されたインパクトとサステナビリティ活動の関連性	39
3. KPI の設定	41
4. マネジメント体制	45
5. モニタリングの頻度と方法	45

〈本評価にあたって〉

同法人は NPO 法人抱樸を主体とする同グループの一法人で、同法人の事業内容やサステナビリティ活動は同グループの内容と同一となり、KPI は同グループの目標と一体として設定している。そのため当社は同法人の活動内容や KPI については同グループの活動や KPI として検証し評価している。

〈要約〉

同グループは NPO 法人抱樸と同法人の 2 法人にて構成され、ホームレスをなくし、ホームレスを生まない社会を創ることを目的として活動を開始した。ホームレスや生活困窮者への居住支援を中心とした、様々な自立支援活動を行っている。同グループでは複合型福祉施設を建設する「希望のまちプロジェクト」を 2019 年に発足、2023 年 9 月に同法人を設立した。同法人は「希望のまちプロジェクト」において新設される救護施設を中核とし、地域参加型の交流スペースの運営を予定している。これにより同グループは、これまでの支援活動をさらに広げ、地域共生社会の実現を目指している。

〈同グループの事業活動・サステナビリティへの取り組みの特徴〉

- ・北九州市を活動拠点として、ホームレスをなくす取り組みから居住支援・就労支援・子ども達への学習支援・高齢者福祉・障害福祉・まちづくりなど、生活困窮者への支援を様々な福祉制度を活用しながら総合的に行う。
- ・現行制度にない支援については自ら事業を起こし、その結果を積極的に政府や自治体などへ提言を行い、支援策の実現に向けた活動を行う。
- ・「希望のまちプロジェクト」を 2019 年に発足し暴力団事務所の跡地に救護施設を中核とした複合施設の建築を計画、「怖いまち」という北九州市のイメージを払拭し、まち全体での生活困窮者等への支援を含め、人と人が互いに支え合うまちづくりを目指している。

同グループはホームレスや生活困窮者への自立支援を中心とした活動を行うため、サステナビリティの取り組みとしては社会面に特化しており、そのうえで極力環境にも配慮しながら活動を行う。さらに同グループの持続可能性を高めるため、組織の管理面も強化していくこととしている。

株式会社福岡銀行が同法人に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、当社が UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて同法人および同グループのサステナビリティ活動等を分析した結果、ポジティブ面では「健康および安全性」「食料」「住居」「健康と衛生」「教育」「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」が特定され、ネガティブ面では「廃棄物」「健康および安全性」「健康と衛生」「賃金」「社会的保護」「ジェンダー平等」「その他の社会的弱者」が特定された。

環境・社会・経済の各項目への影響を与えるそれらのインパクトを、同法人および同グループのサステナビリティ活動の関連性を確認のうえ 4 項目にまとめた。そのうえでインパクトを増大もしくは低減するための取り組みと KPI を設定した。

〈KPI の設定内容〉

テーマ	KPI（指標と目標）
孤独・孤立をなくす取り組み	北九州市のホームレスをゼロにする。
	各種相談事業の合計相談件数を 2025 年度以降、毎年 2024 年度実績比 5%増加させる。（※2023 年度実績 50,928 件、2024 年度は 4.3%増加の見込み） ・2030 年度以降については目標を再度検討し、設定する。
	孤独・孤立者向け支援付き住宅を増加させる。 ・2026 年度までに 54 室増加させる。 ・2029 年度までにさらに 50 室増加させる。 ・2030 年度以降については目標を再度検討し、設定する。
	希望のまち施設開業後、年間の来場者数を毎年 1 万人にする。
人材育成の取り組み	社会福祉士・精神保健福祉士・伴走型支援士のいずれかの資格を保有する職員の割合を増加させる。（※2024 年 12 月現在 31%） ・2029 年度までに 40%にする。 ・2030 年度以降については目標を再度検討し、設定する。
職員の労働条件を改善する取り組み	資格手当の制度を制定し、運用を開始する。 ・2025 年度までに資格手当支給の制度を策定する。 ・2026 年度以降、資格手当の支給を行う。 ・2027 年度以降、制度の運用状況を確認する。 ・2030 年度以降については目標を再度検討し、設定する。
人々の支援をひろげる取り組み	「ほうぼくサポーター」を毎年前年比 10%増加させる。 目標を達成した場合は再度目標を検討し、再設定する。

今後同法人の持続可能性を高めるため、株式会社福岡銀行は KPI の達成状況をモニタリングするとともに伴走支援する。

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

借入人の名称	社会福祉法人抱樸
融資金額	非公開
資金使途	設備資金
モニタリング期間	22 年

1. 法人概要

1-1 理念

<理念>

「ひとりにしない」まちづくり
～孤立孤独に対抗する新しい地域コミュニティの創造～

NPO 法人抱樸を 2000 年に設立した際、NPO 法人抱樸の活動が必要のない社会を創ることを目標にし、「一日も早い解散を目指します」と宣言している。その具体的なミッション（使命）として「ひとりの路上死も出さない」「ひとりでも多く、一日でも早く路上からの脱出を」「ホームレスを生まない社会を創造する」ことを掲げている。

<トップメッセージ>

1988 年冬、路上に暮らす人々におにぎりをお届けることから活動が始まりました。「ひとりの路上死も出さない」。これが第一の使命でした。

「畳の上で死にたい」。そんな声に応え自立支援が始まりました。「一日も早い路上からの脱出」が第二の使命です。結果約 3800 人が自立。しかし、「畳の上に上がったから安心」とはならなかった。「俺の最期は誰が看取ってくれるだろうか」。そこには支援の本質に関わる事柄が示されていました。「自立が孤立に終わってはいけない」。現在の抱樸につながる基本的視座が与えられました。

抱樸は「経済的困窮」と「社会的孤立」を「人の生きづらさ」と考えています。ハウス（家）は確保できてもホーム（つながり）がないままで自立にはならない。「この人には『何が』必要か（家・仕事など）」と「この人には『誰が』必要か」。この二つの問いを同時に解消する仕組みづくり。それが抱樸です。

路上で見られた現実、その後日本社会全体に広がりました。「社会が路上に追い付いた」という感じがします。格差が広がり困窮者も増えています。アンダークラス（年収 186 万円以下）は 1000 万人（就労人口の 15%）に近づいておいます。また孤立に関する国際調査（OECD2012 年）では、日本の孤立率は 15.3%で米国の 5 倍だと言われます。そこで私たちは「ホームレス（孤立者）を生まない社会の創造」を第三の使命としました。私たちはこれまで「個別支援」に重点を置いてきましたが、それに加え「地域共生社会の創造」を目指しています。

人口減少、少子化、高齢化が課題となっていますが「単身化」が急速に進んでいるのも重要な現実です。全世帯の約 4 割が単身世帯となっています。日本人は諸外国に比べても「身内」に対する期待が大きいと言われています。家族に力があれば良いですが単身化が進むとその肝心な家族がいないということになります。既に男性の 3 割は生涯未婚。社会保障等の制度が「家族がいる前提」で構築されていることもあり、今後どれほど良い制度があっても「使えない」人が増えることは確実です。

抱樸が取り組む「希望のまち」は、身寄りのいない单身者も安心して暮らせるまちを目指します。まちを「大きな家族-なんちゃって家族」にします。子育てにおいても「まちが子どもを育てる」ことを目指し、親を孤立させないまちづくりを目指します。

抱樸の歩みは続きます。出会いを大切に、出会いから発想し、出会った責任を考え続ける。「断らないこと」、なによりも「ひとりにしない」ということを目指し今後も活動していきたいと思います。



〈撮影：タカオカ邦彦〉

特定非営利活動法人抱樸
理事長 奥田 知志

〈出典：同社より〉

1-2 法人基礎情報

法人名	社会福祉法人抱樸
代表者	森松 長生
所在地	福岡県北九州市八幡東区荒生田二丁目 1 番 32 号 ※設立時は NPO 法人抱樸の所在地にて設立。施設完成後移転予定。
設立	2023 年 9 月 6 日
職員数	「希望のまち」施設開設時、40 名を予定
事業内容	救護施設事業、放課後等デイサービス事業など
事業所	施設「希望のまち」 福岡県北九州市小倉北区神岳一丁目 1 番 12 号 ※2025 年 2 月建設開始予定

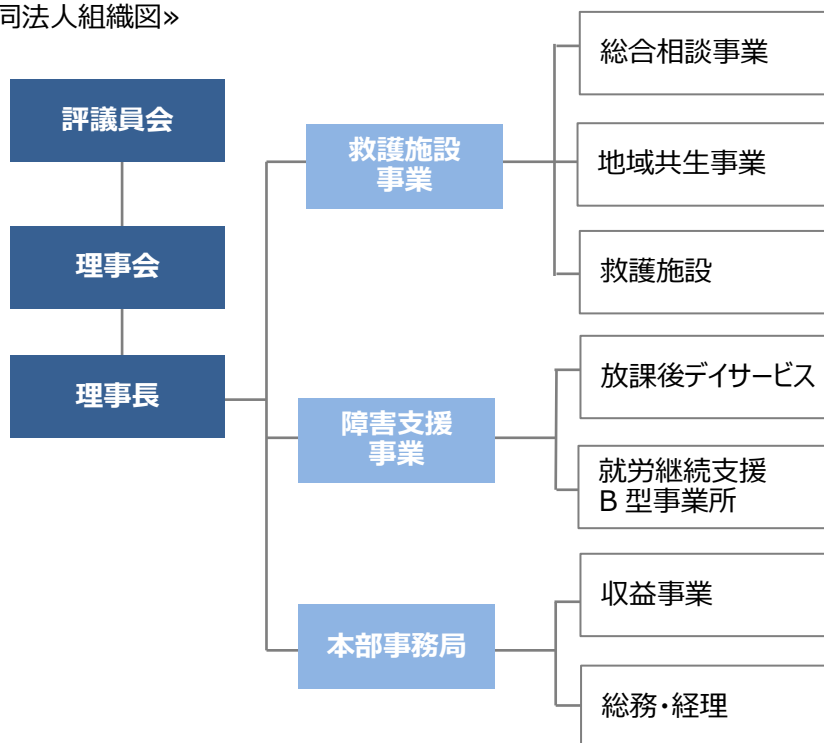
法人名	NPO 法人抱樸
代表者	奥田 知志
所在地	福岡県北九州市八幡東区荒生田二丁目 1 番 32 号
設立	2000 年 ※1988 年北九州日雇越冬実行委員会として活動開始
職員数	120 名（2025 年 1 月末現在）
事業内容	相談事業、困窮者・ホームレス支援事業、子ども・家族支援事業、高齢福祉事業、居住支援事業、就労支援事業、再生支援事業、障害福祉事業、地域共生社会創造事業、政策提言・周知活動事業
拠点/施設	ホームレス自立支援 センター北九州 福岡県北九州市小倉北区大門一丁目 6 番 48 号
	抱樸館北九州 福岡県北九州市八幡東区東鉄町 7 番 11 号
	多機能型事業所 ほうぼく 福岡県北九州市小倉北区大門一丁目 4 番 5 号 2 階
	ほうぼく第 2 作業所 福岡県北九州市小倉北区香春口二丁目 6 番 1 号 2 階
	プラザ抱樸 福岡県北九州市小倉北区片野四丁目 15 番 13 号
	福岡県中間市市民生活相談センター 福岡県中間市中間二丁目 10 番 1 号
	福岡県地域生活定着支援センター 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 8 番 8 号福岡西総合庁舎 2 階

〈同グループ沿革〉

1988年12月	「北九州日雇越冬実行委員会」として活動を開始
1990年6月	「北九州日雇越冬実行委員会」の事務局体制を整備
1992年4月	最初の路上生活者へ居宅支援を実施
1996年1月	小倉での拠点吹き出しを開始
1999年7月	「わくわく温泉大作戦」開始、年2回小倉北区の銭湯を借切り、ホームレスの人々へ風呂券を配布
2000年11月	「NPO 法人北九州ホームレス支援機構」を設立
2001年3月	福岡県北九州市八幡東区に「自立支援住宅」設置、家賃債務保証事業「保証人バンク」を開始
2003年7月	北九州市におけるホームレス問題解決のための市民協議会開催、事務局を担当
2004年2月	「北九州市ホームレス巡回相談指導事業」を受託
2004年9月	福岡県北九州市から委託を受け、「ホームレス自立支援センター北九州」を開所 自立支援機能（活動）を拡大し、ホームレスへの居住支援・自立支援活動を本格化
2004年12月	「認定 NPO 法人」の認証を国税庁より取得
2005年4月	「自立生活サポートセンター」を発足
2007年4月	生活困窮者支援施設「抱樸館下関」開所（※NPO 法人および同グループにとって初の自法人保有施設）
2007年6月	「ホームレス支援全国ネットワーク」を発足（代表者：奥田知志氏）
2009年2月	北九州市内に「緊急シェルター抱樸館」を開所（※ホームレス急増への対応）
2009年10月	第1回北九州ホームレス支援機構祭り「ゴーイングホーム・デイ」開催
2010年5月	福岡市に社会福祉法人グリーンコープと協働で「抱樸館福岡」を開所
2010年7月	福岡県より「福岡県地域生活定着支援センター事業」を受託
2011年3月	「東日本大震災」被災地支援緊急街頭募金を実施
2011年5月	「絆」プロジェクト北九州・伴走型支援事務所を開設、東日本大震災の北九州市への被災避難者（移住者）に対し伴走型支援を行う
2011年10月	「若年者就労支援事業」を開始
2013年8月	「生笑一座」第1回公演を開催
2013年9月	「抱樸館北九州」および「デイサービスセンター抱樸」を開所、高齢者福祉事業を開始
2013年10月	「多機能型事業所ほうぼく」を開所、障がい福祉サービスを提供し支援を強化
2013年10月	「子ども学習支援事業」を開始、全世代型の支援を確立
2013年10月	社会的就労事業「笑い家」を開始、だし巻き卵の製造を行う
2014年7月	団体名を「NPO 法人抱樸」へ変更、「子ども・家族 marugoto 支援事業」を開始

2015 年 4 月	「生活困窮者自立支援事業」を福岡県中間市から受託、支援を開始
2017 年 9 月	「見守り支援付き住宅」、サブリースによる「住宅確保支援」と「生活支援付き家賃債務保証事業」を開始し、民間連携により居住支援事業を強化
2018 年 5 月	「第 2 作業所ほうぼく」を開所
2018 年 11 月	「グループホーム抱樸」を開所
2019 年 8 月	更生保護・入口支援モデル事業を受託
2020 年 2 月	「希望のまちプロジェクト」を開始、コロナ緊急クラウドファンディングにて 1 億円を達成
2022 年 3 月	「空き物件を活用した支援付き住宅事業」が「2021 北九州 SDGs 未来都市アワード大賞」を受賞
2023 年 9 月	社会福祉法人抱樸設立

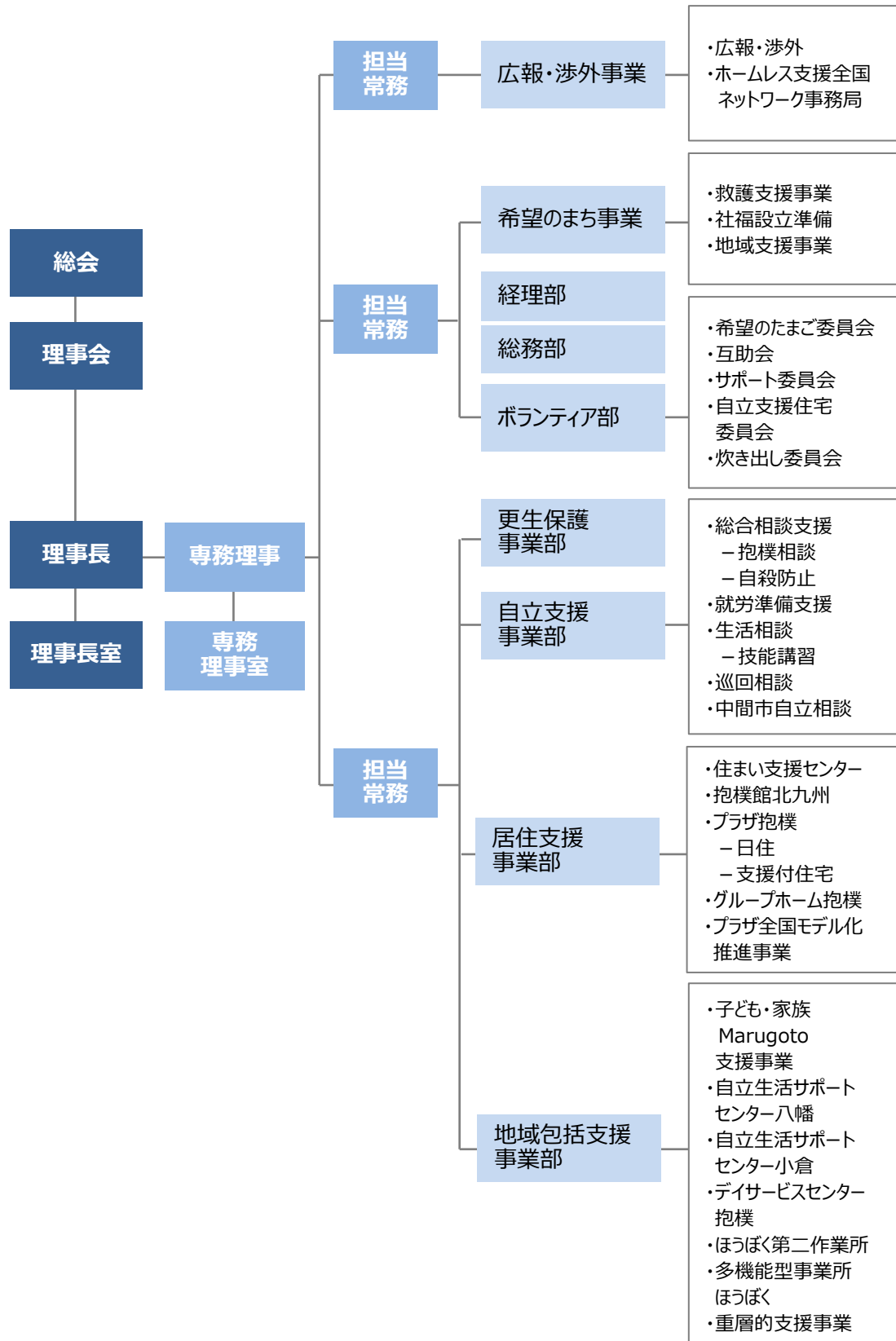
«同法人組織図»



※同法人は「希望のまち」の運営法人として設立、現在希望のまちプロジェクト進捗中につき、法人としての組織は構築途上。そのため実施する事業はほぼ確定しているが、組織自体はまだ明確に定まっていない。2024 年 12 月現在、事業自体は NPO 法人抱樸が主体となって進めている。

同法人は同グループの事業活動のうち、希望のまちを中心とした事業を行う目的で設立された社会福祉法人である。希望のまちに新設される救護施設の運営を中心に業務を行う。事業活動においては NPO 法人抱樸と密接に連携しながら一体的な運営を行う。

「NPO 法人抱樸組織図」



1-3 サステナビリティ方針

同グループではホームレスや生活困窮者の支援を目的とした活動を事業として展開しているため、事業そのものが社会面でのサステナビリティ活動となる。

同グループは「一日も早い解放を目指します。」をスローガンに、ホームレスが路上生活から一日も早く解放されること、生活困窮者が一日も早く安定した生活を過ごせるようになることを目的に事業活動を行い、ホームレスを生まない社会を実現すると同時にすべての人々が安定した生活を送れる社会を目指している。また、結果として経済面においても社会へ貢献できる取り組みとなっている。

同グループの事業活動は社会面に特化しているため、環境面の取り組みにはあまり重点を置いていない。ただし事業活動の中で、常識的かつ法令に遵守するかたちで環境に配慮した取り組みを行う方針である。

1-4 Sustainable Scale Index を通じた ESG/SDGs の取り組み内容

株式会社福岡銀行では、株式会社福岡フィナンシャルグループの 100%子会社であるサステナブルスケール社と九州大学が共同で構築したスコアリングモデル「Sustainable Scale Index」を用いて、企業の ESG/SDGs の取り組みを指標化し、評価している。

スコアリングモデルは約 200 項目の二者択一方式で構成しており、類似同業者との相対評価で、回答企業の立ち位置を把握することが出来る。

Sustainable Scale Index で抽出された同法人および同グループの ESG/SDGs の取り組みは以下のとおりである。

SDGs 取組内容

	● CSR/サステナビリティ関連の外部監査対応 ● 統合報告書等の社外向けレポートの発行
	● コミュニティ投資の実施 ● 不正競争防止規程の策定 ● 高齢者の延長雇用制度の整備
	● 健康食品、有機食品等の取扱 ● 地域産資源の積極使用
	● —
	● 職員の研修及びキャリア開発をサポートする会社方針の策定 ● 地域の教育に貢献する活動の実施
	● ジェンダー平等に関する方針の策定 ● LGBT に対する会社の基本方針の策定 ● コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置
	● —
	● —

SDGs 取組内容

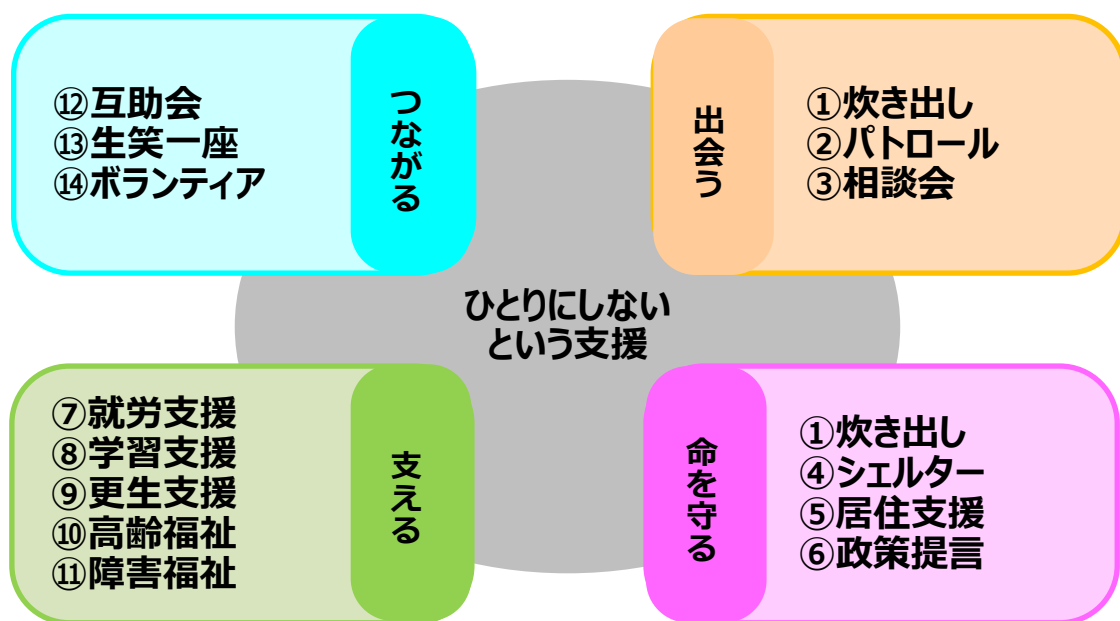
	● フレックスタイム制の導入 ● 人権に関する基本方針の策定 ● 障がいを持つ職員の雇用
	● —
	● コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置 ● コミュニティ投資の実施 ● 不正競争防止規程の策定
	● BCP 計画の策定
	● 廃棄物削減・分別・リサイクル推進
	● —
	● 廃棄物削減・分別・リサイクル推進
	● —
	● 法令遵守の徹底 ● 汚職・贈収賄行為を禁止する社内規定の策定 ● 社会貢献活動に関する会社方針の策定
	● 地元人材の積極的採用 ● 地域の産業振興に関する事業の参画 ● 地域の福祉・スポーツ・芸能活動に対し、協賛・寄付や活動の実施

〈SSIndex より抜粋〉

1-5 グループ事業概要

NPO 法人抱樸は、1988 年に発足した「北九州日雇越冬実行委員会」がホームレスへ居住支援や自立支援の活動を開始したことが起源となる。数名のボランティアとともにホームレスへの炊き出しやパトロール活動を開始し、その後 2000 年に NPO 法人北九州ホームレス支援機構を設立、2014 年に名称を変更して現在の NPO 法人抱樸となった。徐々にホームレスや生活困窮者への支援活動の規模を拡大しながら自立支援活動を行っている。2019 年に「希望のまちプロジェクト」を発足、2023 年 9 月には同法人を設立し、北九州市小倉北区にて 2026 年秋に救護施設の新設を予定している。

「同グループ活動の全体像」



「現在までの活動実績」

37 年 活動年数	3,759 人 抱樸の活動によりホームレス 状態から自立した人数	1,044 人 抱樸が現在も継続してサポ ートしている人数
2,711 人 ボランティアとして登録している人数	158,708 食 炊き出しで配ったお弁当の数	
149,684 件 路上生活生活者からの相談 の数	12 件 厚生労働省など省庁の政策 立案や審議会に参加した数	29 事業 抱樸が行う支援事業

〈2024 年 3 月現在、出典：同法人ホームページより当社作成〉

「各活動概要」

〈出会う活動〉

同グループのホームレスや生活困窮者への支援は、まず対象となる人々との出会いから始まる。

①炊き出し	北九州市小倉北区の勝山公園で年間 30 数回の炊き出しを行い、その後に北九州市内を中心に 7 方面に分かれて、炊き出し会場に来られなかった人を訪ねるパトロールを行う。炊き出しやパトロールで配布する弁当は炊き出し協力団体（16 団体）へ材料費を渡し、ボランティアでつくったもの。
②パトロール	
③相談事業	福岡県北九州市や中間市などから委託を受け、生活困窮者などからの相談事業を行う。（詳細は P 14 に記載）

〈命を守る活動〉

出会ったホームレスや生活困窮者の命を守ることを最優先に活動する。

④シェルター事業	ホームレス自立支援センター北九州や、法人所有のシェルターを活用し、緊急避難的にホームレスなどを助ける活動を行う。
⑤居住支援	ホームレスや生活困窮者の居住を支援する。（詳細は P15～18 に記載）
⑥政策提言	ホームレスや生活困窮者の実態や課題などを幅広く世間へ周知し、政府や行政へ提言する活動を行う。

〈支える活動〉

人々が継続して自立した生活ができるよう支援を行う。（詳細は P19 に記載）

⑦就労支援	その人にあった個別的就労を支援し、また自立して生活できるよう支援を行う。
⑧学習支援	学校や家庭などのさまざまな環境・事情の中で、どんな時でも子ども達の学習の機会を確保し、将来の可能性を失わないために学習支援を行う。
⑨更生保護支援	刑務所出所者が安心できる居場所を得ることで、再び罪を犯すことのないよう支援を行う。
⑩高齢福祉	一人ひとりの状況に合わせ、生き生きと地域での暮らしが継続できるようデイサービスを運営している。
⑪障害福祉	グループホームや就労継続支援 B 型を運営し、心身に障がいや難病を抱えている人々がその人らしく生活できるよう支援を行う。

〈つながる活動〉（詳細は P20 に記載）

⑫互助会	共に生きる地域社会を創るため互助会をつくり、月 500 円の会費で様々なイベントやボランティアに参加し、会員が亡くなった際はみんなで葬儀を執り行う。
⑬生笑一座	野宿経験のあるメンバーと人生について語らいながら、ワークショップなどを運営、全国公演も行っている。
⑭ボランティア	多くの市民参加型の社会づくりを目指し、地域の人々へ広くボランティアを募集して同グループの活動に参加する機会を増やし、お互いさまの社会を目指している。

《 相談事業 》

同グループでは、様々な相談業務を行っている。人々が相談したい内容は各人様々であり、電話やLINEでも受け付けしており、窓口を少しでも広くして相談したい人々に対応できるよう取り組んでいる。

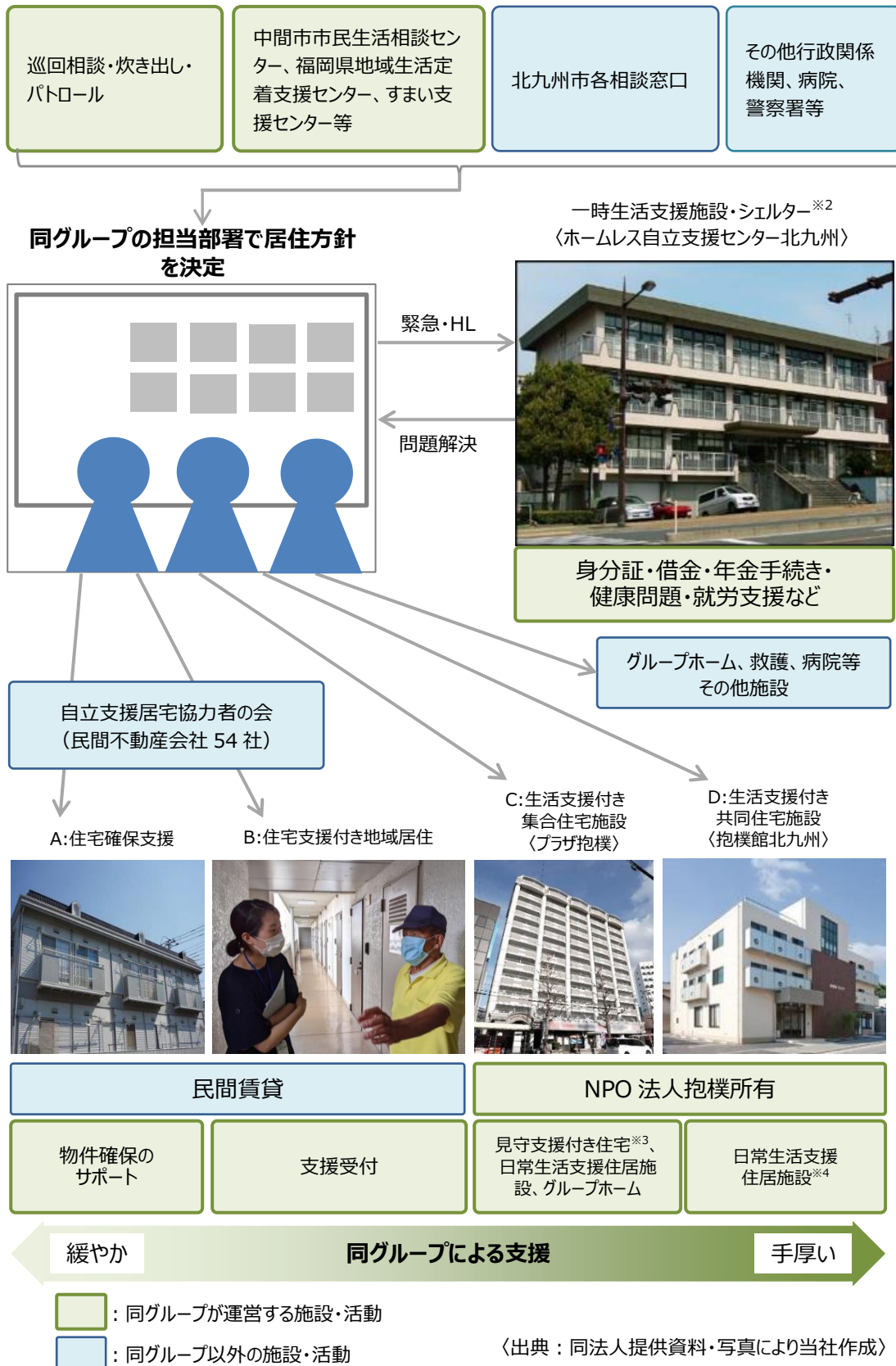
ホームレス自立センター北九州	巡回相談	ホームレス自立支援センター北九州では北九州市からの受託事業として、専門の相談員が弁護士や警察、病院、および一般の市民から依頼を受けた場合、またセンターから自主的にホームレス状態の人々へ訪問して生活に困窮した人々に対する相談を受付・実施している。
	生活相談事業	生活相談指導員が、入所者の過去の生活状況・親族等の把握や共同生活を行ううえで必要なことを、健康状態を勘案しながら個人ごとのプログラムを作成し提案する。
	火曜相談会	毎週火曜日に開催しており、各事業所などへ生活に困窮した人々から相談があった場合は火曜相談会への参加を提案している。
	法律相談会	弁護士・司法書士・社会保険労務士のグループ「法律家の会」のメンバーにより、毎月1回法律相談会を実施している。
	自立相談支援事業	困りごとを抱えている本人や家族等からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスへつないでいる。
福岡県中間市市民生活相談センター	住居確保給付金の支給	離職などにより住居を失った人、また失う恐れがある人には就労に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えようとして支援を行う。
	就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」などの理由で就労が困難な人々に対する就労支援を行っている。
	家計相談支援事業	相談者の状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関のつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどの支援を行う。
子どもの学習支援事業		子どもへの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくりや、進学について保護者に助言するなど、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行う。
福岡県地域生活定着支援センター	コーディネート業務	保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容確認、受け入れ先施設などのあっせんまたは福祉サービスに係る申請支援などを行う。
	フォローアップ業務	コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、受け入れた施設等へ必要な助言を行う。
	相談支援業務	矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人または本人の関係者からの相談に応じて助言や支援を行う。

〈 ライフリンク委託事業 〉

また同グループでは2021年度から自殺対策事業を開始している。自殺を考えている人々の話を聞き、切迫性や緊急度が高いケースに対して、また継続的な家電の貸与や必要な場合は福祉的なシステムにつながるといった支援を行っている。一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センターが各自治体の地域自殺対策推進センターと連携し、自殺対策を全国的に組織してライフリンク事業を展開しており、同グループは福岡県と連携して相談窓口として支援を行っている。

《 居住支援 》

《主な相談ルート》

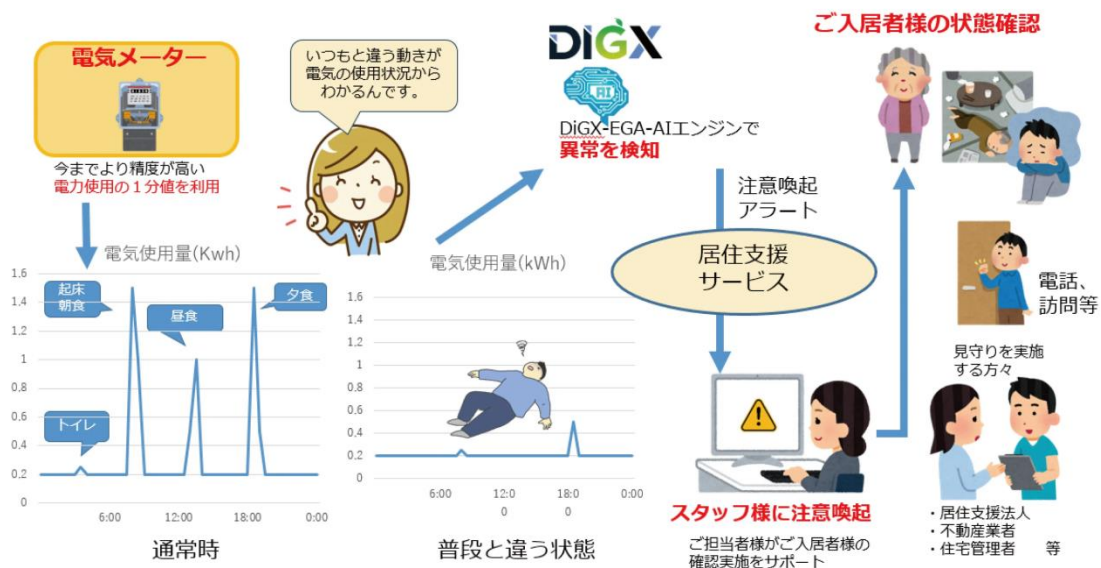


- ※2 シェルター：居住する場所がなく、住まいの確保に緊急を要する人々へ提供する居住施設
- ※3 見守り支援付き住宅：管理人が住み込みで定期的な見守り（安否確認）を行い、また自宅生活サポートセンターのスタッフが常駐して日常生活の支援を行う住宅
- ※4 日常生活支援住居施設：社会福祉法で規定する無料低額宿泊所施設のうち、被保護者ごとに個別支援計画を策定し、計画に基づき個別・専門的な日常生活上の支援を行う施設

同グループでは、居住支援とは居住する場所を含めた総合的な概念であり、居住支援を行うことにより人々が「子どもを育て、客を招いて社会活動を行い、生活する」ことを支える活動と考えている。相談、住宅確保、家を借りる際の保証人確保、社会的手続きの支援、生活支援、見守り支援、孤立防止と社会や地域への参加支援、葬儀を含む死後事務など、同グループでは生活全般に関わる支援を行っている。

「電力使用量データを活用した見守り支援付き住宅における取り組み」

同グループでは株式会社東光高岳と協働で、電気の使用量データを活用した居住支援サポートサービスの提供に向けた実証実験を開始した。毎日の電力使用量のデータをもとに、AI が異常を検知した場合居住支援のスタッフへアラートで知らせ、入居者の状態を確認するというサービスである。本サービスにより孤独死を防ぐとともに、病気などを予防するなどさらなるサービスの充実・制度向上を目指している。



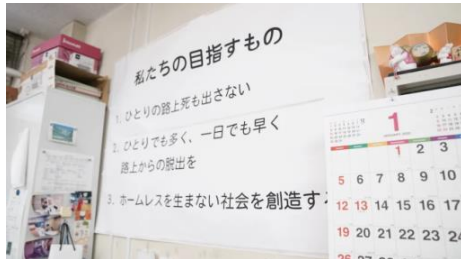
〈出典：東光高岳 HP より〉

実証実験では同グループが所有するマンション「プラザ抱樸」で 30 室、すでに自立して民間の賃貸住宅に入居し、緩やかに生活支援を受けている人々の 10 室を対象として実施している。電力メーターや水道メーターなどに設置したスマートメーターにより、分刻みでデータを取得、AI を活用して病気の発生などを検知するシステムを構築しようとしている。

《居住支援の主な施設》

抱樸館北九州	ホームレス自立支援センター 北九州	プラザ抱樸
個人や企業・各種団体など、多くの人々の寄付により2013年9月にオープンした。1階にはレストランとデイサービスを運営し、2階と3階に完全個室の居住スペースを30室備えている。また、北九州市から2020年10月より日常生活支援住居施設に認定された。	2004年9月に北九州市からホームレス自立支援センターの運営を受託、各種相談事業も行いながら40室運営している。また、技能講習事業の利用や、常駐のハローワーク職員に相談を行い、自立に向けて最長6か月住む場所の提供を行っている。	全110室のワンルームマンション。入居者が集うサロンや、管理人室・事務所を設置し一般入居者・見守り支援付き住宅・障がい者グループホーム・日常生活支援住居施設がごちゃまぜで運営されている。
 〈出典：同法人提供〉	 〈出典：同法人提供〉	 〈出典：同法人提供〉

【その他の取り組み】

自立支援居宅協力者の会	賃貸借契約時の保証人の提供
同グループが福岡県の不動産事業者呼びかけ、「自立支援居宅協力者の会」を発足した。福岡県内の約54社の不動産事業者が加盟しており、加盟事業者のネットワークを利用して住居喪失者の居住支援を行っている。	同グループでは保証人がいない、あるいは見つからない人々のために賃貸借契約を結ぶ際に家賃債務保証を提供している。また、民間の家賃債務保証会社と連携した生活支援付きの商品も取り扱い、人々の様々な要望に応えられる体制を整えている
 〈出典：同法人提供〉	 〈出典：同法人提供〉

《 就労支援/学習支援/更生保護支援/高齢福祉/障害福祉 》

同グループでは、人々の住まいに関する支援を行うとともに、人々の自立を支援するために様々な事業（取り組み）を行っている。

就労支援	就労準備支援事業	2011年に厚生労働省より補助事業として開始し、若年者就労準備支援事業を受託した。2014年から北九州市のモデル事業、2015年より福岡県中間市より就労準備支援事業を受託し、それぞれの地域で就労困難な人々のサポートを実施し、社会復帰に向けての支援を行っている。
	技能講習	厚生労働省から事業を受託、資格や技能を無料で取得・習得できる支援制度を設けている。取得できる免許・資格は自動車運転免許や建設業に必要な溶接、玉掛け、フォークリフトなどの免許だけでなく、様々な資格を取得可能となっている。
学習支援	集合型学習「サイトレ」	2013年から同グループでは困窮世帯の子どもたちへの学習支援をスタートした。集合型の学習支援「サイトレ」では大学生や社会人のボランティアにも協力も得ながら宿題や受験勉強の支援を行っている。
	訪問型学習支援	引きこもり等、様々な事情により集合型の学習支援に出られぬ子どもたちに対し、家庭訪問による学習支援も行っている。
	社会参加	様々な問題を抱える中で、社会に触れる機会の少ない子どもたちに家庭や学校だけでなく社会参加のプログラムやレクリエーションの企画も行っている。釣りや海水浴、クリスマスパーティや夏祭りなどの季節イベントを企画し開催している。
	居場所支援「よるかふえ」	子どもたちが安心できる居場所を提供する目的で運営している。同学年の子どもによる誕生日会を開催したり、勉強したい子どもは学習場所として利用したりと、フリースペース的な利用ができる。
	家族支援	子どもの支援に加えて、子どもの保護者の日常的な生活や様々な問題も一緒にサポートし、子どもと家族のまごとの支援を行っている。
更生保護支援	地域生活定着支援センター	刑務所を出所後、引き受け手がない高齢者や障がい者に対して、安心できる居場所を提供することで再犯を防止する支援を行う。
	再犯防止モデル事業	起訴猶予や執行猶予となった人々のうち、高齢者や障がい者など福祉的な支援が必要な人に対し、検察および保護観察所と連携して福祉的な支援、就労支援や住まいの支援を提供する。
高齢福祉	デイサービス	抱樸館北九州にて、1日あたり定員10人の地域密着型通所介護を運営している。
障害福祉	グループホーム	プラザ抱樸にて、障がい者を対象とした定員12名のグループホームを運営している。
	就労継続支援B型	「多機能型事業所ほうぼく」と「ほうぼく第2作業所」で就労継続支援B型の事業所として障がいや年齢、体力などの理由で一般就労が困難な人々へ「働く」機会を与えたり、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行っている。

《 互助会/生笑一座/ボランティアなど 》

さらに同グループでは、また新たなホームレスを生み出さぬよう、人々の輪となる会を作ったり、世の中の人々へホームレスの実情や「生きる」ことの大切さを周知するような活動を行っている。

〈互助会〉

同グループでは互助会を設置し、月 500 円の会費でだれでも参加可能な互助グループを形成している。互助会はホームレスの人が自立したのち再び孤立しないよう、そして人生の終わりには仲間で看取り・見送りたいとの考えから自立した人々がつくれた「なかまの会」が発端となっている。互助会は「人はひとりでは生きられない」を基本理念として 3 つの精神をスローガンに活動を行っている。



〈出典：同法人提供〉

3 つの 精神	なかま	仲間をつくる、仲間になる
	お互いさま	助けられたり、助けたり
	ふるさと	助けて、と言える居場所をつくる

〈生笑一座〉

生笑一座（いきわらいちざ）は 2013 年に結成された、NPO 法人抱樸の理事長である奥田知志氏や副理事長の谷本氏が野宿経験のあるメンバーと人生について語らい、ワークショップや歌などを披露する一座であり、結成以来小・中学校を中心に全国で公演を行っている。一座の公演を通してホームレスの実情を周知するとともに、「生きる」ことの大切さを子どもたちに伝える活動を行っている。



〈出典：同法人提供〉

〈ボランティア〉

同グループにとって欠かせないのがボランティアの存在である。同グループの活動はボランティアから始まっており、活動の原点である。支援の専門性を高めると同時に、多くの市民参加型の社会づくりが「孤立」を生まないための力になると考え、地域共生社会を実現するためにも重要だと考えている。

ボランティアで行う活動は、取り組みごとに各委員会を設置しており、各委員会で活動内容を企画し、活動のコーディネートを行っている。

委員会	活動内容
炊き出し委員会	炊き出し活動の企画・運営・管理
自立支援住宅委員会	ホームレス自立支援センター北九州の運営のモデルとなった委員会
サポート委員会	自立支援住宅から自立した人々の日常生活のサポートを行う。
互助会	自立した人々の居場所と出番を創り出しお互いに助け合うような活動を行う。
希望のたまご委員会	希望のまちプロジェクトのスタートに向けて、地域と出会い、知り合い、つながる活動を行う。

《 各団体からの受賞実績 》

同グループでは、これまでのホームレス・生活困窮者への自立支援活動に対し、様々な自治体や団体から賞を受賞している。受賞については、同グループの活動が評価されると同時に広く一般の人々に周知されるため、今後も積極的に活動報告を発信していく方針である。

《 受賞歴 》

受賞年	受賞名 / 主催団体
2003 年	社会ボランティア賞（社会人の部） / 公益財団法人ソロプチミスト日本財団
2005 年	第 3 回パートナーシップ賞 NPO 法人パートナーシップ・サポートセンター / 公益財団法人さわやか福祉財団
2009 年	ふくおか社会貢献活動表彰（NPO・ボランティアと企業との協働部門） / 福岡県
2009 年	第 3 回共生・地域文化大賞 / 浄土宗
2012 年	ふくおか共助社会づくり表彰 / 福岡県
2014 年	社会貢献者表彰（社会貢献の功績） / 公益財団法人社会貢献支援財団
2016 年	第 14 回読売福祉文化賞 / 社会福祉法人 読売光と愛の事業団
2017 年	第 1 回賀川豊彦賞 / 公益財団法人賀川事業団
2018 年	アドボカシー・オブ・ザ・イヤー / 全国権利擁護支援ネットワーク
2020 年	第 24 回地球倫理推進賞および文部科学大臣賞 / 一般社団法人倫理研究所
2021 年	2021 北九州 SDGs 未来都市アワード（市民部門）大賞 / 北九州市
2022 年	第 81 回西日本文化賞（社会文化部門） / 公益財団法人西日本新聞文化財団
2023 年	令和 5 年 北九州市表彰(周年表彰) / 北九州市

《受賞例：2021 北九州 SDGs 未来都市アワード（市民部門）大賞》

同グループの母体となる NPO 法人抱樸では、「空き物件を活用した支援付き住宅事業」において生活の基礎である「住まう」ことに真摯な視点を持ち、複合的な課題に取り組む姿勢がアワードにおいて高く評価された。また、今後本事業が社会全体への広がりを持つことも期待されている。



〈出典：同法人提供〉

1-6 同法人事業

同法人は「希望のまちプロジェクト」を運営する社会福祉法人として 2023 年 9 月に設立された。「希望のまちプロジェクト」は世代や属性に関係なく、様々な人々がその人らしく生きるための居場所や出番があるまちをコンセプトに、今回新規事業として行う救護施設・放課後等デイサービスなどと、同グループで現在行っている既存事業を組み合わせ、民間企業や行政・NPO 法人など様々な団体と連携して運営を行うこととしている。

「希望のまち施設・事業概要」

- 施設名：希望のまち（2026 年夏開所予定）
- 事業内容：救護施設事業、放課後等デイサービス事業 ほか
- 住所：北九州市小倉北区神岳一丁目 1 番 12（※あとで住居表示を確認）
- 敷地面積：1,782.06m²
- 構造/床面積：鉄筋コンクリート造 3 階建/2,903.04m²
- 1F カフェ・レストラン、事務所、放課後等デイサービススペースなど
- 2F 救護施設 21 室、シェルター 4 室、食堂など
- 3F 救護施設 29 室、浴室など

希望のまちプロジェクトは暴力団本部跡地を多くの人が笑顔で過ごせる場所へ再創造することを計画した。北九州市の「怖いまち」というイメージをなくし、地域に暮らす様々な人々がその人らしく生きるために、同グループが「居場所」と「出番」を提供し、地域共生社会のモデルとして「希望のまち」を目指している。3 階建ての施設を建設して同グループが既に行っている活動のほか、新たに救護施設事業などを開始する予定としている。

施設では 1 階にコミュニティスペースやカフェ、ブックシェルフ・コワーキングスペースなどを設置して、居住者と地域住民が交流できる地域一体型の救護施設を目指しており、また支援物資を備蓄し、災害時には施設を開放して地域住民の避難所としての役割も計画している。

本プロジェクトには土地の取得や施設の建設に多額の資金が必要となるため、同グループでは個人や企業などから幅広く寄付を募って資金を調達し、プロジェクト実現に至っている。



〈出典：同法人提供〉

同法人では救護施設事業のほか、放課後等デイサービスを運営し、NPO 法人抱樸や希望のまち推進協議会、企業・大学などと連携しながら希望のまち全体の運営を行うことを目指している。他の移管福祉サービスは従来の場所で運営を行うこととなっている。

《 同法人の事業内容 》

社会福祉事業	第1種	救護施設事業	救護施設は身体や精神の障がいなど、何らかの課題を抱えていて日常生活を営むことが困難な人々が利用する福祉施設で、その人らしい豊かな生活の実現に向けて、様々な支援や活動を通して生活の基盤を整え、就労や地域移行など利用者の目標や意向に沿って自立を目指した取り組みを行う。
	第2種	就労継続支援 B 型	現在多機能型事業所ほうぼく、ほうぼく第 2 作業所で行っている就労継続支援事業。運営方法・場所などはそのまま、運営事業者を NPO 法人抱樸から同法人へ移管する予定。
公益事業		地域共生事業	イベントや催事などの開催、清掃活動などを実施し、地域巻き込み型の人材育成を行う。
		放課後等デイサービス事業	障がいがある子どもを対象に日中の居場所や、学校授業が終了したあと教室・遊びの場を提供する。
		相談事業	相談窓口を設置し、同施設で解決できない場合は同グループや行政や他機関へ連絡調整し、つなぎを行う。
事業収益		不動産賃貸業	レストランや NPO 法人、一部民間企業へ施設を賃貸。

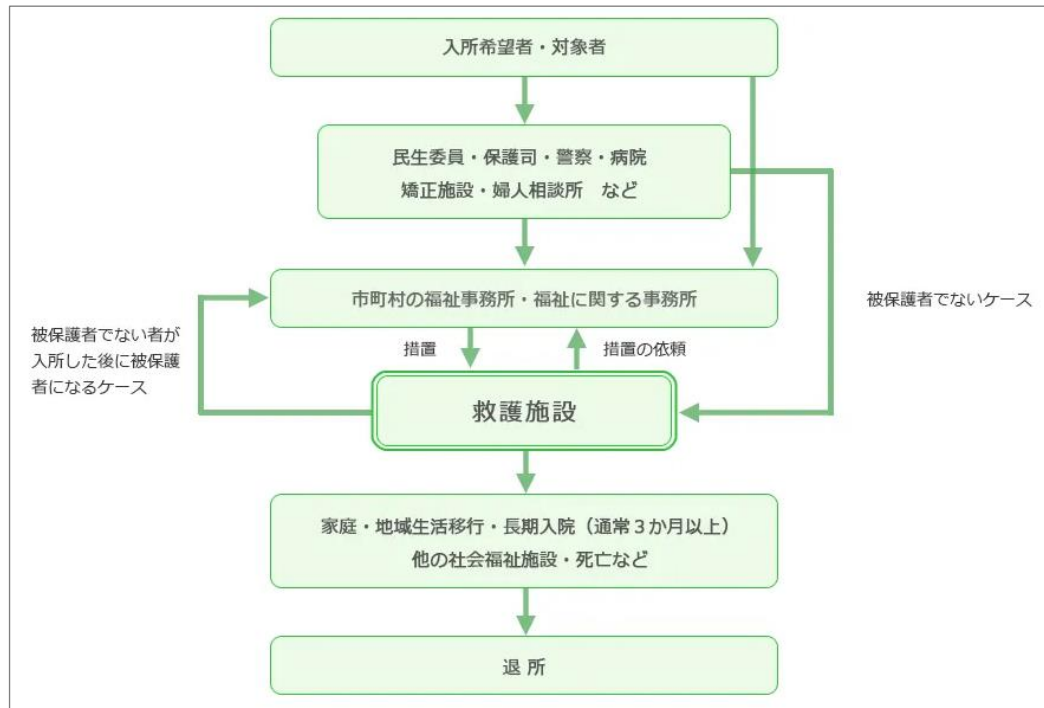
《希望のまちイメージ》



〈出典：同法人提供〉

「参考：救護施設の入退所プロセス」

救護施設に入所する際は、原則として居住地を管轄する福祉事務所に対して、本人またはその扶養義務者が申請し、保護実施機関（都道府県知事、市長および福祉事務所を設置する町村長）による措置により、入所が決定する。



＜出典：全国救護施設協議会「2016 年度全国救護施設
実態調査報告書」より抜粋＞

1-7 業界動向

現在の日本では、自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされた人々が多数存在し、その人々は食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にある。このような人々は都市公園、河川、道路、駅舎などを起居の場所として日常生活を送っており、地域社会とのあつれきが随所に生じている。

こうした中、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、2002年8月にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が成立した。特別措置法においては、ホームレスの自立支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国においてはホームレスの実態に関する全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定、地方公共団体においては基本方針に則り、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画を策定しなければならないこととされている。

ホームレスの数や問題の状況は地方公共団体ごとに大きく異なっているため、地域の状況を踏まえた施策の推進が必要となっている。具体的にはホームレスの数の多い地域は実情に合わせて必要な取り組みを積極的かつ総合的に実施し、ホームレスが少ない市町村においてはホームレスが多い地域の取り組みを参考にしながら広域的な施策や既存施策の活用等を講じることとしている。

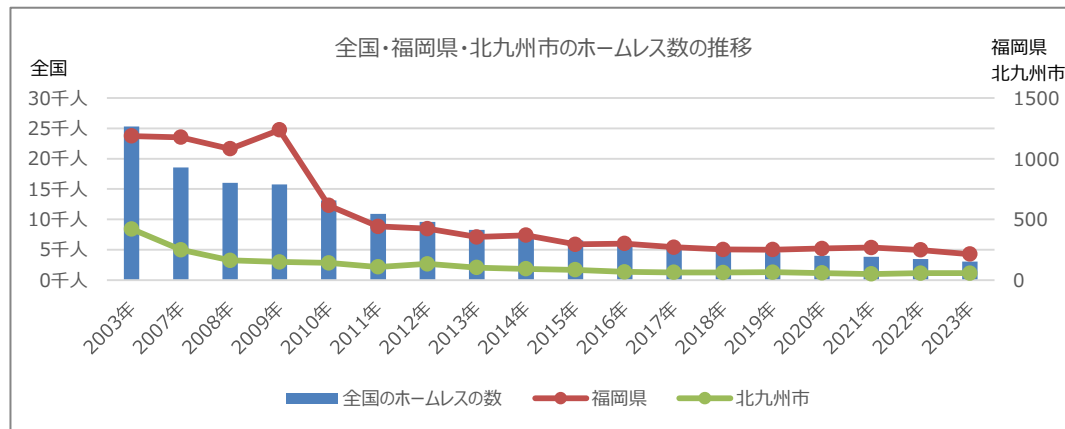
「基本方針における、ホームレス問題に対する取組方針」

①	ホームレスの就業機会の確保
②	安定した居住の場所の確保
③	保健および医療の確保
④	生活に関する相談および指導に関する事項
⑤	ホームレス支援事業
⑥	ホームレスが多い地域を中心とした、生活上の支援
⑦	ホームレスに対して緊急に行うべき援助、生活保護法による保護の実施
⑧	ホームレスの人権擁護に関する事項
⑨	地域における生活環境の改善
⑩	地域における安全の確保
⑪	ホームレスの自立支援を行う民間団体との連携
⑫	その他ホームレス自立支援等に関する事項

〈出典：厚生労働省「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」より当社作成〉

基本方針では、上記の取組方針をもとに国と各地方公共団体が連携してホームレスの自立支援を行うこととしている。特にホームレスが多い地域を中心とした地方公共団体や民間団体の取り組みにより、全国のホームレス数は増減しながらも年々減少しており、調査開始時の2003年は全国で25,296人であったホームレスが、2023年の調査では3,065人となっている。

「全国のホームレス数推移」



〈出典：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」より当社作成〉

「福岡県・北九州市のホームレス数推移」

	2003 年	2010 年	2015 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
福岡県（人）	1,187	614	294	260	268	248	213
北九州市（人）	421	141	84	58	50	56	57

〈出典：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」より当社作成〉

福岡県のホームレス数は2009年に一時的に増加したが、その後は減少し、2003年の1,187人から2023年には213人となっており、また同グループが主に活動している北九州市では2003年の421人から2023年の57人まで減少している。全国的に減少幅は年々鈍化しており、今後とも継続的な支援活動が必要となっている。

《 同グループの活動方針 》

ホームレス人数が減少しているのに対し、同グループで行っている炊き出しに来る人数は逆に増加している。理由は物価高による影響から、地域の生活困窮者や生活保護受給者の参加が増加していると同グループでは考えている。同グループでは潜在的な生活困窮者の数は今後も増加傾向にあると考えており、北九州市の単身高齢者が多いとの推移データや支援現場での状況から、地域の生活困窮者からの相談ニーズは明らかに高くなっている。一方でそのような対象となる人々については、地域での把握や対応が困難であることが多いため、同グループではホームレスをなくす活動も継続しながら、今後は「孤独・孤立を防ぐ活動」へ力を入れていきたいと考えている。

また同グループは広く世間一般の人々へ支援の輪を広げるため、「ほうぼくサポーター」と称し支援会員の登録を推進している。現在、約 1,500 名が「ほうぼくサポーター」として登録され継続寄付などを行っているが、同グループではさらに支援の輪を広げ、最終的に 3,000 名まで増加させることを目標としている。

《 今後の運営方針 》

- ①巡回相談などのアウトリーチや相談事業、居住支援など、様々な社会資源や機関と連携し、ホームレスをなくす活動は引き続き継続する。
- ②希望のまちを中心として市民の支援の輪を広げ、孤独・孤立を防ぐ活動に力を入れていく。

1-8 その他の ESG の取り組み

同グループの事業活動としてのサステナビリティの取り組みは前述のとおりであるが、一方で同グループは今後も事業活動を持続させていくため、ESG の取り組み（社会面については自社の持続可能性を高める点）にも注力している。

（１）環境面

事業活動において、節電や廃棄物削減・リサイクルなどを徹底し環境に配慮した取り組みを行う

環境面の取り組みにおいては、同グループは各施設及び事業所で排出される廃棄物を適切に処理するとともに、ごみの分別やリサイクル、フードロスの削減を推進して廃棄物の排出量削減を図るほか、空調や照明などで省エネ性が高い設備を導入するなど同グループ全体で環境に配慮する意識の醸成に努めている。

〈廃棄物の適切な処理および削減〉

同グループが運営する居住施設では、食事調理時の生ごみ・食べ残しや事務書類、一般ごみなどが排出されるが、同グループでは可能な限り排出を削減するとともに、廃棄になってしまうものについては法令に基づき適切な処理を行っている。

〈リユース・リサイクル〉

同グループでは炊き出しやパトロールなどで全国の支援者から寄付・寄贈された寝具、毛布、下着や衣服などを配布している。中には家電製品やベビーカーなども必要に応じて受け入れ・配布しており、生活困窮者への支援とともに世の中のリユース・リサイクルにも貢献している。

〈省エネルギー・節水の取り組み〉

同グループの事業拠点においては省エネ性能の高い設備を選好して導入している。ただし同グループの活動資金は寄付金や補助金などで調達していることから、イニシャルコストやランニングコストを極力抑えることを最優先としており、経済合理性とのバランスを考慮しながら取り組んでいる。

また同グループでは節電・節水について意識して取り組んでいる。不在となる部屋の照明をこまめに消すことや、エアコンの設定温度のルール化、送風機の併用などを行い、定期的なエアコンフィルターの清掃を実施することで電力消費を抑制している。またシャワーヘッドを使用水量が抑制できるタイプに変更するほか、浴槽の湯はりは過剰にならないよう徹底するなど節水の施策も実施している。

〈環境へ配慮する意識の醸成〉

同グループでは職員の環境への配慮意識を醸成し徹底するため、掲示物などで啓発しているほか、朝礼や各部署でのミーティングなどで声掛けを実施し、環境に配慮する意識を高めるようにしている。

(2) 社会面

同グループは事業として社会貢献活動（生活困窮者に対する様々な福祉活動）を行うとともに、同グループの持続可能性を高めるための様々な取り組みを行っている。職員が働きやすい環境・労働条件を整え、人材育成や採用の強化も行いながらダイバーシティへの対応も行う。

《 ①職員の労働環境を改善する取り組み 》

《勤務条件や労働環境改善の主な内容》

労働条件	労働日数	1 か月間の変形時間労働制を採用、その中で 1 週間の労働時間を 40 時間、1 日 8 時間勤務と定めている。
	時間外労働	職員ごとにばらつきがあるため、本人の意向も踏まえ極力削減するよう役割分担を工夫し、削減に努めている。月内の時間外労働が多い職員については所属部署の管理者が面談を行い、健康面にも注意しながらフォローを行う。
	テレワークの導入	難しい面もあるが交代での出勤などの体制を強化し、在宅勤務を制度化している。
	賃上げの状況	毎年一律ベースアップを実施している。
休暇制度	有給休暇制度の整備	法令どおり、年間 10 日間、勤務年数に応じ最大 20 日間（年間で未取得が発生した場合は翌年に繰り越し）の有給休暇を制定。
	産前産後休業	産前 6 週間、産後 8 週間で産前産後休業として制定。
	育児休業・ 育児休暇	法令で定められているとおり制度を制定し、運用している。近年では男性の育児休暇制度も制定しており、取得した実績もあり。
	介護休業・ 介護休暇	
	ボランティア休暇	ボランティア活動をする目的で制定した休暇で、年間 5 日間の休暇取得を制定している
	リフレッシュ休暇	有給休暇と別に 3～10 日間の休暇を制定している。
	休暇取得の 推奨	休暇を取得する際、シフトを工夫するなど他の職員に極力負担がかからないようにしたり、育児休業・育児休暇の際に職場に戻りやすいよう徹底したり、休暇取得しやすい環境を整えている。
福利厚生	退職金制度	退職金制度を制定している。
他	職場の快適化	事務所スペースを広くするため、別テナントを賃貸するなどして事務所機能を分散化している
	ハラスメント防止	ハラスメント行為の禁止規定を制定、専門部署・担当者、相談窓口や通報窓口を設置。発生した場合は再発防止策がとれる体制も構築している。

《 ②人材育成 》

同グループでは事業活動の質の向上を目的に、様々な研修を行いながら人材育成に努めている。具体的には社会福祉の資格取得や、各種研修などの費用を一部法人負担として職員のスキルアップをサポートしている。今後、資格手当の支給を開始する意向があり、現在具体的な検討を行っている状況である。

また、近年介護業界では職員による施設入所者へ対する虐待などが取り沙汰されている。同グループは社会的弱者に寄り添うことを事業活動として行っていることや、同グループの理念教育や研修を定期的実施するなど予防策を講じており、これまでそのような事案は発生していない。

《実施している研修一覧》

	研修名	頻度	講師
全体	新人研修	2 か月に 1 回	グループ内
	ハラスメント防止研修	年 2 回程度	外部講師
	管理職研修	都度	
	虐待防止研修	年 2 回程度	
	個人情報保護研修	年 1 回程度	
部署ごと	事例検討会議・事業部研修会	随時	グループ内
	生活困窮者関連研修	随時	外部講師
	居住支援協議会関連研修	随時	
	全日協関連研修	随時	
	女性支援新法フォーラム研修	年 1 回	
	ソーシャルワーク研修	随時	
	障がい・高齢関連研修	随時	
	電話相談実務者研修	随時	
	人権啓発セミナー	年 2～3 回	
	障がい者雇用推進セミナー	年 2～3 回	
	福岡県女性支援ネットワーク会員向け研修	年 7 回	
	個人情報保護法改正セミナー	法改正時	

《資格取得者一覧》

資格	取得者人数	資格	取得者人数
社会福祉士	19 名	精神保健福祉士	9 名
伴走型支援士	9 名	サービス管理責任者	7 名
介護福祉士	7 名		

特に同グループでは社会福祉士、精神保健福祉士、伴走型支援士^{※9}の資格を取得を推奨している。

※9 伴走型支援士：NPO 法人ホームレス支援全国ネットワークが認定する民間資格。

《 ③採用強化 》

同グループでは安定した職員を確保することを目的に、同グループの持続可能性を高めるため地元採用を中心に雇用面にも注力しており、ハローワークや有償広告・HPなどで職員の募集を行っている。同グループの職員はホームレスや生活困窮者などから自立した人も含まれている。

また、同グループではグループの活動を周知すること、および地域教育への貢献活動の一環として大学などの教育機関からインターンなどを積極的に受け入れており、そのまま同グループの職員に採用するケースも多い。直近3年間は毎年1名を大学新卒で採用しており、今後も継続して採用を強化していく方針である。

《 ④ダイバーシティへの取り組み 》

近年、社会では性別や人格、個性、年齢、国籍やLGBTなど、多種多様な人々に対して平等・公平に対応することが求められている。同グループではホームレスや生活困窮者への自立支援を事業活動の中心としていることもあり、職員に対しても多種多様な人々を受け入れ、一緒に活動を行っていく風土が醸成されている。

《ダイバーシティへの取り組み内容》

高齢者雇用制度	同グループでは定年を65歳としているが、65歳となった以降も雇用を継続できる制度を人事規定で定めている。現在同グループでは全職員の約15%程度が65歳以上の職員となっている。同グループは今後とも積極的に高齢者の雇用を継続・奨励し、職員が安心して労働できる環境を整えることに努めている。
障がい者の雇用	同グループでは活動により自立支援を行っている対象者で希望があれば同グループに職員として採用することも行っており、障がいを持つ人々も例外なく対応している。現在、約120名いる職員のうち、障がい者を4名雇用しており、今後も継続して雇用していく方針である
女性職員の採用/ 女性管理職の登用	同グループはもともと性別により採用・登用などを差別・区別する意識がなく、能力や本人の希望により男性・女性分け隔てなく採用・登用を実施している。そのため特に女性の採用や登用に関する規定などは制定していない。2024年12月現在、女性職員は57.8%（女性67名/全体116名）、女性管理職は56%（女性5名/全体9名）となっている。

《 ⑤社会貢献活動 》

同グループでは、ホームレス・生活困窮者の自立支援活動のほか、人々に同グループを認知してもらい、また一般の人々に幅広く同グループの活動に参加してもらいたいとの思いから、様々な社会貢献活動に参画し、様々な取り組みを行っている。

【 地元社会貢献活動への参加例 】

〈行政・民間企業や福祉団体・教育機関からの視察受け入れ〉

同グループはホームレス・生活困窮者の自立支援活動を行う団体として全国的にも様々な受賞をしていることや、非制度の独自事業を資金調達しながら先進的に活動をしているため行政からの注目度も高い。厚生労働省や国交省からの視察や、大学をはじめ地元の教育機関からの視察申し出を随時受けており、申し出があった場合は積極的に受け入れている。



〈出典：同法人提供〉

〈地元産材料の使用〉

同グループは就労継続支援 B 型を行う事業所として多機能型事業所ほうぼく、およびほうぼく第 2 作業所を運営している。同事業所では農園を借りて農業を実施したり、菓子やクラフト製品の製造・販売を行っており、制作にかかる材料はほぼ地元のものを使用している。農園で栽培された野菜は施設のレストランにて料理に使用しており、また作業所で作成されたクラフト製品や菓子はインターネットや同グループの施設にて販売している。



〈出典：同法人提供〉

〈小倉城竹あかり実行委員会との連携協定締結〉

同グループのNPO法人抱樸は、小倉城竹あかり実行委員会とまちづくりに関して連携・協力することを通じて地域社会の発展に寄与することを目指し包括連携協定を2024年10月に締結した。

NPO法人抱樸はこれまでも2023年より竹灯籠作成のための竹きりを実行委員会より受託し、さらに2024年からは竹灯籠の設置、設営、撤去・片付けを受託、いずれもNPO法人が運営する障害就労支援事業所の入所者が行っている。



〈出典：同法人提供〉

本件の包括連携協定により同グループは以下のような活動を推進・強化していきたいとしている。

〈包括連携協定による活動〉

- ・参加型のまちづくりの強化
- ・障がいのある人々への就労提供と社会参加
- ・働きづらい人への就労場所の提供と社会参加
- ・子どもたちへの体験支援
- ・常態的なまちづくりへ（希望のまちプロジェクトとの連携）
- ・北九州市への来訪者の増加
- ・全国の人々へ北九州市の魅力を発信

〈参考：小倉城竹あかり〉

北九州市では、竹害^{※5}と観光促進策を結びつけ、秋冬のビッグイベントとして「小倉城竹あかり」というイベントを開催している。小倉城竹あかりは小倉城の各所に灯りをともす竹細工を置き、参加する市民が点灯して行う灯籠祭りである。使用する竹は北九州市でも問題となっている竹害への対策として、竹林被害のある山林の竹を伐採し、ボランティアの人々により竹灯籠を作成している。作成した竹灯籠を小倉城に飾ってイベントを開催し、終了後は再資源化するというものである。



〈出典：同法人提供〉

※5 竹害：筍を採るために栽培されていた孟宗竹の竹林が放置された結果、周囲の植生に孟宗竹が無秩序に侵入する現象のこと。

(3) コーポレートガバナンス

ガバナンスを強化し法人の持続可能性を高める取り組み

同グループは NPO 法人抱樸が中心となって事業活動を行っている。そのためまず第一に NPO 法人抱樸の組織を適切に運営することをガバナンスの方針としている。NPO 法人抱樸では、認定 NPO 法人制度の認定を取得し、2024 年度も更新している。今後とも体制を強化しながら今後も継続することとしている。

〈認定 NPO 法人制度の認定〉

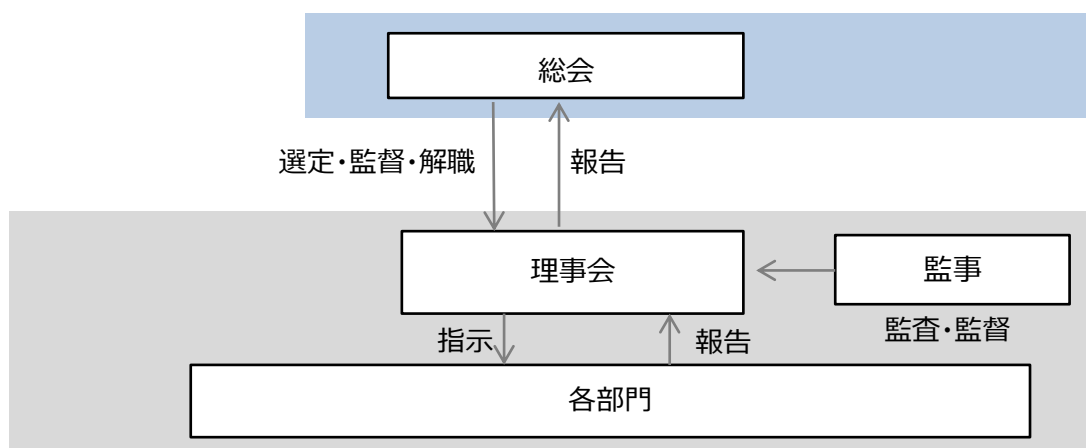
NPO 法人は運営組織および事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものにつき、一定の基準を満たす場合に認定 NPO 法人制度の認定を受けられる。

同グループは NPO 法人抱樸を母体としており、ガバナンスの方針としては、税制上の優遇措置を得るとともに、適正な組織運営を行うために認定 NPO 法人制度の認定を受け、今後も継続していく方針である。NPO 法人抱樸では、認定 NPO 法人制度の認定を受けるための要件として、以下の基準を満たしている。

「認定 NPO 法人制度の認定を受けるための基準」

1	事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満であること
2	運営組織および経理が適切であること
3	事業活動の内容が適切であること
4	情報公開を適切に行っていること
5	事業報告書等を所轄庁に提出していること
6	法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
7	設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

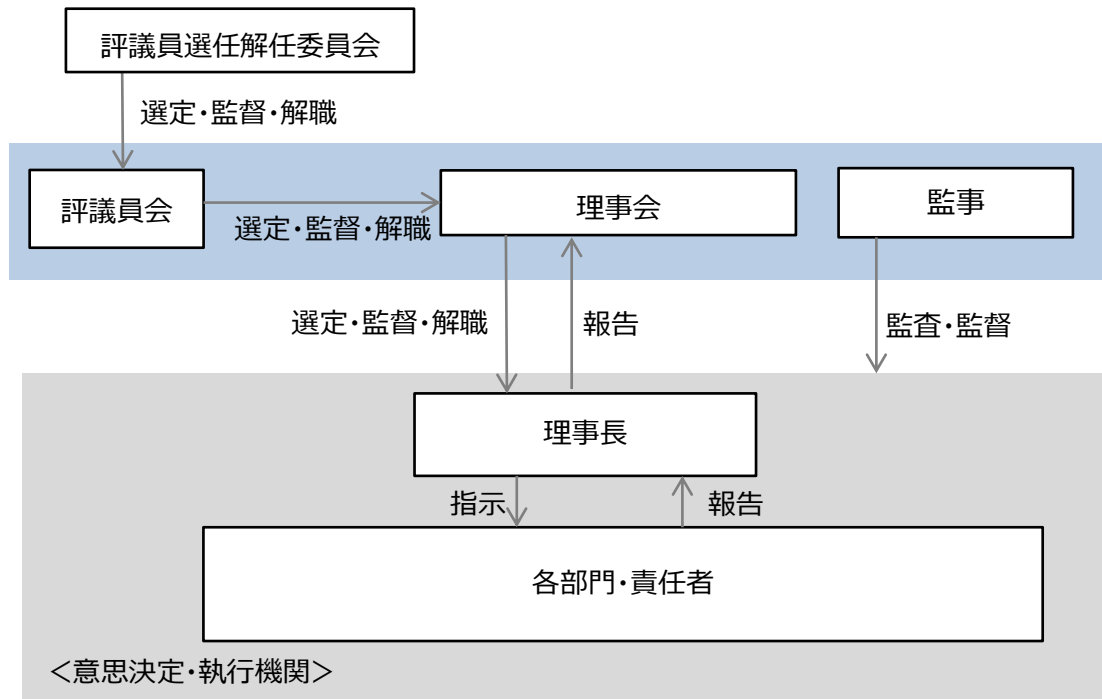
「NPO 法人抱樸のガバナンス体制」



〈同法人について〉

同法人は法令に基づき、業務執行の決定機関である理事会、法人運営に係る需要事項の議決機関である評議員会、理事の職務執行の監査を行う監事で運営されることとなっている。ただし同法人は 2024 年に設立後、業務運営については準備中であるため、下記の通りの組織運営を計画中有る。

「同法人のガバナンス体制」

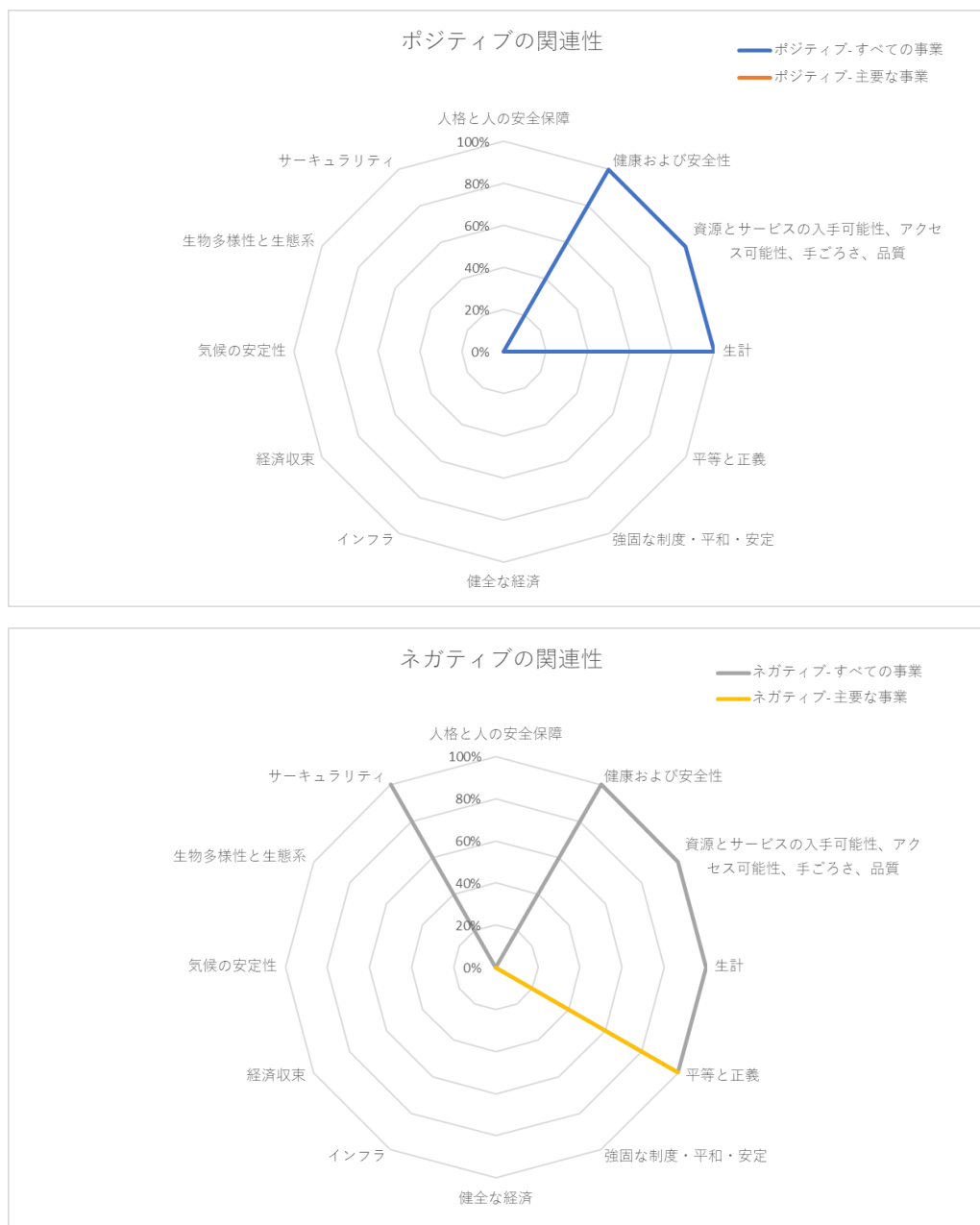


事業活動は密接に連携して運営されるが、ガバナンスとしては別々に統治されることとなり、適切かつ透明性のあるガバナンスを実現している。

2. 包括的分析

2-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

同法人および同グループの事業を、国際標準産業分類における「高齢者・障害者用居住ケアサービス業(業種コード 8730)」「その他の居住ケアサービス業(業種コード 8790)」として整理した。その前提のもとでの UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて分析した結果、「健康および安全性」「住居」「健康と衛生」「雇用」に関するポジティブ・インパクト、「廃棄物」「健康および安全性」「健康と衛生」「賃金」「社会的保護」「ジェンダー平等」「その他の社会的弱者」に関するネガティブ・インパクトが抽出された。



2-2 個別要因を考慮したインパクトの特定内容

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果をもとに、同法人および同グループのサステナビリティに関する活動におけるインパクトを特定する。

同法人および同グループのサステナビリティに関する活動や事業活動を同グループの HP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同法人および同グループを取り巻く外部環境や特色等を勘案し、前述のインパクト分析結果により抽出されたポジティブ・ネガティブインパクトに対し同グループの活動により環境・社会・経済への影響を与えるインパクトを特定した。

〈UNEP FI のインパクト分析ツールによるインパクトと同法人および同グループの個別要因を考慮し、特定されたインパクト〉

インパクトエリア	インパクトトピック	セクター1:業種コード8730高齢者・障害者用居住ケアサービス業 売上割合50%		セクター2:業種コード8790その他の居住ケアサービス業 売上割合50%		同社および同グループの個別要因を考慮し、特定されたインパクトエリア・インパクトトピック	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
気候の安定性							
生物多様性と生態系	水域						
	大気						
	土壌						
	生物種						
	生息地						
サーキュラリティ	資源強度						
	廃棄物		●		●		●
人格と人の安全保障	紛争						
	現代奴隷						
	児童労働						
	データプライバシー						
	自然災害						
健康および安全性		●	●	●	●	●	●
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水						
	食料					●	
	エネルギー						
	住居	●		●		●	
	健康と衛生	●	●	●	●	●	●
	教育					●	
	移動手段						
	情報						
	コネクティビティ						
	文化と伝統						
	ファイナンス						
生計	雇用	●		●		●	
	賃金	●	●	●	●	●	●
	社会的保護		●		●		●
平等と正義	ジェンダー平等		●		●		●
	民族・人種平等						
	年齢差別						
	その他の社会的弱者		●		●		●
強固な制度・平和・安定	法の支配						
	市民的自由						
健全な経済	セクターの多様性						
	零細・中小企業の繁栄					●	
インフラ							
経済収束							

 : 追加したインパクト

同法人および同グループの事業活動・サステナビリティ活動を考慮した結果、追加するインパクトと追加した理由については以下のとおりである。

〈同法人および同グループの事業活動やサステナビリティ活動を考慮し、追加・削除するインパクト〉

インパクト エリア	インパクト トピック	ポジティブ ネガティブ	追加 削除	追加・削除する理由
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料	ポジティブ	追加	炊き出しにより食事を提供しているため
	教育	ポジティブ	追加	学習支援などの活動を行うため
健全な経済	零細・中小企業の繁栄	ポジティブ	追加	就労継続支援 B 型を行う事業所にて地元産材料を使用したクラフト製品や菓子を製造し、販売しているため

2-3 特定されたインパクトとサステナビリティ活動の関連性

同法人および同グループの特定されたインパクトに対する、同法人および同グループのサステナビリティ活動との関連性は以下のとおりである。

環境面のインパクト（ネガティブ）

インパクトエリア	インパクトトピック	取り組み内容
サーキュラリティ	廃棄物	食事の調理時など、可能な限り廃棄物の排出を削減し、廃棄されるものは適切に処理を行う

社会面のインパクト（ポジティブ）

インパクトエリア	インパクトトピック	取り組み内容
健康および安全性		見守り支援付き住宅を運営
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料	炊き出しなどでホームレス・生活困窮者へ食事を提供
	住居	・居住支援のための相談事業を行う ・緊急シェルターを運営 ・日常生活支援付き住宅を運営 ・見守り支援付き住宅を運営 ・救護施設の運営を開始予定
	健康・衛生	グループホーム、デイサービス事業を実施
	教育	・生活困窮者の子どもへの学習支援 ・職員への資格取得奨励
生計	雇用	・採用を強化 ・障がいをもつ職員の採用 ・高齢者再雇用制度を整備し、80 歳まで雇用継続できる体制を整えている。
	賃金	資格手当を制度化する取り組みを行っている。

社会面のインパクト（ネガティブ）

インパクトエリア	インパクトトピック	取り組み内容
健康および安全性		・ハラスメント防止 ・事務所スペースを広くするなど職場環境を改善、職場環境や労働条件を整えて職員の健康面に配慮している。
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生	虐待などが発生しないよう、定期的な勉強会を実施し徹底している。
生計	賃金	毎年賃上げを行い職員の給与待遇改善に取り組んでいる。
	社会的保護	資格取得を奨励し、資格取得費用や研修費用を一部法人負担としている。
平等と正義	ジェンダー平等	性別などで差別・区別する文化がなく、分け隔てなく採用や登用を行っている。
	その他の社会的弱者	・生活困窮者への支援活動を行っている。 ・就労支援事業の実施 ・刑務所を出所した人々の更生支援を実施 ・障がい作業所を運営 ・互助会やほうぼくサポーター制度により自立支援の輪を広げ、「ホームレスを生み出さない」取り組みを行う。 ・障がい者雇用を維持・継続

経済面のインパクト（ポジティブ）

インパクトエリア	インパクトトピック	取り組み内容
健全な経済	零細・中小企業の繁栄	・就労継続支援B型を行う事業所にて地元産材料を使用したクラフト製品や菓子を製造し、販売

3.KPI の設定

〈FFG〉ポジティブ・インパクト・ファイナンスでは特定されたインパクトのうち、「ポジティブ・インパクトに関する項目を1項目以上、十分に対応がされていないネガティブ・インパクトの全項目」に対してKPIを設定することとしている。同法人および同グループの特定されたインパクトのうち、「住居」「教育」「賃金」のポジティブなインパクトを増大させ、また「社会的保護」「その他の社会的弱者」のネガティブなインパクトを低減させる取り組みとして7項目のKPIを設定した。なお、今回特定されたネガティブ・インパクトでKPIを設定していない理由は以下の通りである。

「KPIを設定しない理由」

インパクト	KPIを設定しない理由
廃棄物	廃棄物を削減する十分な対応を行っている。
健康および安全性	働きやすい職場環境を整えるなど、職員の健康や安全に対する取り組みを十分に行っている。
健康と衛生	虐待などが発生しないよう、定期的に勉強会を実施するなど予防策を講じており、十分な対応が行われているため。
賃金	毎年賃上げを実施し、職員の給与待遇改善に十分対応しているため。
ジェンダー平等	性別などで差別・区別する文化がなく、分け隔てなく採用・登用を実施しており、十分な対応が行われているため。

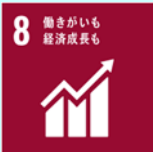
＜＜KPI①～④＞＞

インパクトリーダーとの関連性	住居	その他の社会的弱者
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	孤独・孤立をなくす取り組み	
取り組み内容	・各拠点にて相談事業を行う ・各拠点にて居住支援事業を行う ・新設する希望のまち救護施設の運営を行う	
KPI(指標と目標)	北九州市のホームレスをゼロにする。	
	各種相談事業の合計相談件数を2025年度以降、毎年2024年度実績比 5%増加させる。(※2023年度実績 50,928件、2024年度は4.3%増加の見込み)	
	・2030年度以降については目標を再度検討し、設定する。	
	孤独・孤立者向け支援付き住宅を増加させる。 ・2026年度までに54室増加させる。 ・2029年度までにさらに50室増加させる。 ・2030年度以降については目標を再度検討し、設定する。	
KPI 設定理由	同グループの最大の事業目標はホームレスをゼロにすることであり、そのため様々な事業を設定し活動している。 今回の KPI の設定に関しても、本目標を最大の目標として設定し、そのための施策として3項目を目標に設定した。	
SDGsとの関連性	 1 貧困をなくそう  11 住み続けられるまちづくりを 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	

＜＜KPI⑤＞＞

インパクトレーダーとの関連性	教育	社会的保護
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	人材育成の取り組み	
取り組み内容	伴走型支援ができる人材の育成	
KPI(指標と目標)	社会福祉士・精神保健福祉士・伴走型支援士のいずれかの資格を保有する職員の割合を増加させる。(※2024 年 12 月現在 31%) ・2029 年度までに 40%にする。 ・2030 年度以降については目標を再度検討し、設定する。	
KPI 設定理由	これまで資格取得の推奨を行ってきたが、具体的な数値目標を設定していなかったため	
SDGs との関連性	  4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 8.5 2030 年までに、若本や障がい者を含むすべての男性および女性の完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働賃金を達成する。	

＜＜KPI⑥＞＞

インパクトレーダーとの関連性	教育、賃金
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	職員の労働条件を改善する取り組み
取り組み内容	資格手当の支給を制度化し、職員の待遇改善を図るとともに資格取得率の向上を図る
KPI(指標と目標)	資格手当の制度を制定し、運用を開始する。 ・2025 年度までに資格手当支給の制度を策定する。 ・2026 年度以降、資格手当の支給を行う。 ・2027 年度以降、制度の運用状況を確認する。 ・2030 年度以降については目標を再度検討し、設定する。
KPI 設定理由	能力や資格保有に見合う給与体系を整備することで職員のモチベーション向上を図るとともに、資格取得率の向上を目指す。
SDGs との関連性	  4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

＜＜KPI⑦＞＞

インパクトレーダーとの関連性	その他の社会的弱者
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	人々の支援の輪をひろげる取り組み
取り組み内容	現在 1,500 名登録している「ほうぼくサポーター」を最終的に 3,000 名へ増加させる
KPI(指標と目標)	「ほうぼくサポーター」を、毎年前年比 10%増加させる。 目標を達成した場合は再度目標を検討し、再設定する。
KPI 設定理由	生活困窮者支援の輪を広げ、生活困窮者への支援を維持・強化していくため
SDGs との関連性	1.1 2030 年までに、現在 1 日 2.15 米ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる 1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。

4. マネジメント体制

同法人では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、理事長森松長生氏を最高責任者、事務局長石井裕氏が管理責任者となり、日々の業務やその他活動を棚卸することで、自社の事業活動とインパクトリーダーとの関連性について検討をした。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間においても、総務部を中心とした関係部署などとの連携体制を構築することで KPI の達成を図っていく。

最高責任者	理事長 森松 長生
管理責任者	事務局長 石井 裕
担当部署	総務部

5. モニタリングの頻度と方法

本件で設定した KPI の進捗状況は、株式会社福岡銀行の担当者が年に 1 回以上、同法人との会合を設けることで確認する。株式会社福岡銀行はモニタリングの結果を検証し、当初想定と異なる点があった場合には、同法人に対して適切な助言・サポートを行い、KPI の達成を支援する。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持・向上していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合には、株式会社福岡銀行と同法人で協議の上、再設定を検討する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、株式会社福岡銀行と株式会社 FFG ビジネスコンサルティングが共同で作成したものです。
2. 本評価は、株式会社福岡銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同法人および同グループから供与された情報と、株式会社福岡銀行と株式会社 FFG ビジネスコンサルティングが独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価であって、株式会社福岡銀行および株式会社 FFG ビジネスコンサルティングは将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。
4. 本評価書の著作権は株式会社福岡銀行と株式会社 FFG ビジネスコンサルティングに帰属します。株式会社 FFG ビジネスコンサルティングによる事前承諾を受けた場合を除き、本評価書に記載された情報の一部あるは全部について複製、転載、または配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

<評価書作成者>

株式会社 FFG ビジネスコンサルティング
石田 洋

<本件問い合わせ先>

株式会社福岡フィナンシャルグループ
営業統括部 サステナビリティ推進企画グループ

〒810-8693
福岡市中央区大手門 1-8-3
TEL : 092-723-2512

第三者意見書

2025 年 2 月 25 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

社会福祉法人抱樸に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社福岡銀行

評価者：株式会社福岡銀行、株式会社 FFG ビジネスコンサルティング

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社福岡銀行（「福岡銀行」）が社会福祉法人抱樸（「抱樸」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、福岡銀行及び株式会社 FFG ビジネスコンサルティング（「FFG ビジネスコンサルティング」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。福岡銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、FFG ビジネスコンサルティング及び株式会社長崎経済研究所（「長崎経済研究所」）と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティング、長崎経済研究所にそれを提示している。なお、福岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからみても、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティングは、本ファイナンスを通じ、抱樸の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、抱樸がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

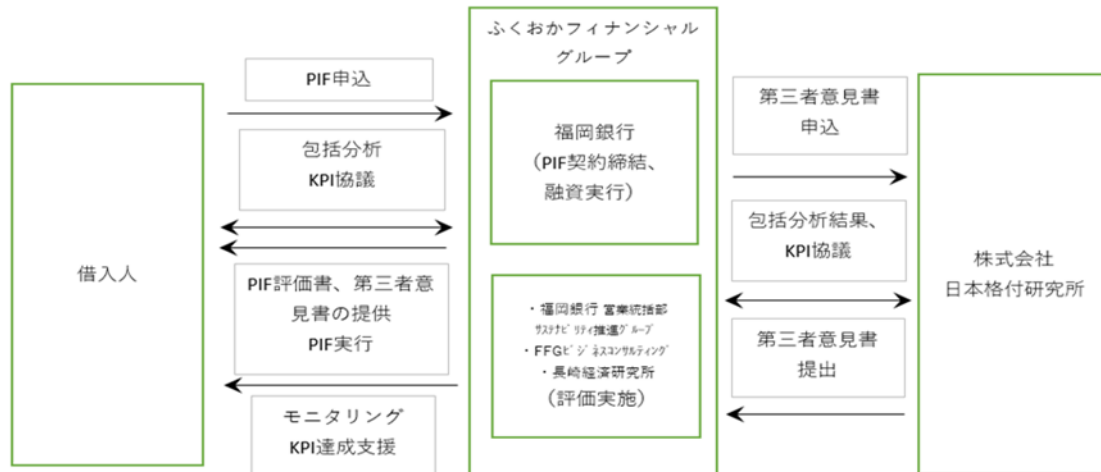
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

JCR は、福岡銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 福岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：福岡銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、福岡銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティング、長崎経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・ 本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・ インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・ 借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティングが作成した評価書を通して福岡銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、福岡銀行及び FFG ビジネスコンサルティングが、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である抱樸から貸付人・評価者である福岡銀行及び評価者である FFG ビジネスコンサルティングに対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置された
ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス
の基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

永安 佑己

永安 佑己



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確に信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル